

# 平成24年度・25年度横浜町指名競争入札 参加資格審査申請書提出要綱

- I 受付期間** 平成24年2月1日から平成24年2月29日まで  
(土日・祝祭日を除く。午前8時30分から午後4時まで)  
受付期間後の新規申請については、随時受け付けます。
- II 有効期間** ① 2箇年＝平成24年4月1日～平成26年3月31日  
※町内業者は1箇年有効で毎年申請
- ② 申請書提出後、添付書類の内容に変更があったときは、その都度  
「変更届」を提出すること。
- III 提出方法** 持参又は郵送  
(受領書が必要な場合、切手を貼った返信用封筒を同封すること。)
- IV 提出先** 横浜町役場 産業建設課 建設グループ  
  
〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35  
  
TEL0175-78-2111
- V その他**
- ① 証明書類は、申請書提出時における最新(直前3ヶ月以内)のもの  
を提出すること。
- ② 提出書類の様式は、中央公契連統一様式(通称 国土交通省統一  
様式)を基本とする。

## i 建設工事

### 1. 提出書類

#### (1) 中央公契連統一様式（通称・国土交通省統一様式）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格申請書（建設工事）
- ② 営業所一覧表
- ③ 工事経歴書（直前1ヶ年分）

#### (2) 添付書類

- ④ 経営事項審査結果通知書の写し  
（経営事項審査は平成22年7月31日以降の決算を基準日とするもので最新のものを。）
- ⑤ 建設業許可証明書の写し
- ⑥ 技術者経歴書（工事及び資格を詳しく記入）  
（町内業者については、技術職員に関する資格の証明等の写しを添付すること。）
- ⑦ 登記簿謄本又は身分証明書の写し  
（申請者が法人の場合は登記簿謄本、申請者が個人の場合は身分証明書）
- ⑧ 営業用機械器具一覧表
- ⑨ 納税証明書  
（※ 内容は、後掲）
- ⑩ 印鑑証明書（写し可）
- ⑪ 使用印鑑届
- ⑫ 年間委任状（委任する場合のみ提出）
- ⑬ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書の写し

※ 提出書類は、番号順にそろえ、A4紙ファイル（色指定無、とじ具に金属を使わないもの）に綴り提出すること

## ii 測量・建設コンサルタント等

### 1. 提出書類

#### (1) 中央公契連統一様式（通称・国土交通省統一様式）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ② 営業所一覧表
- ③ 測量等実績調書（直前2ヶ年分）
- ④ 技術者経歴書

#### (2) 添付書類

- ⑤ 登録証明書等の写し
- ⑥ 財務諸表類
- ⑦ 登記簿謄本又は身分証明書の写し  
(申請者が法人の場合は登記簿謄本、申請者が個人の場合は身分証明書)
- ⑧ 納税証明書  
(※ 内容は、後掲)
- ⑨ 印鑑証明書（写し可）
- ⑩ 使用印鑑届
- ⑪ 年間委任状（委任する場合のみ提出）

※ 提出書類は、番号順にそろえ、A4紙ファイル（色指定無、とじ具に金属を使わないもの）に綴り提出すること

### iii 物 品 等（物品の製造・買入れ・売払い・役務提供等）

#### 1. 提出書類

##### （1） 中央公契連統一様式（通称・国土交通省統一様式）

- ① 一般競争（指名競争）参加資格申請書（物品製造等）
- ② 営業所一覧表
- ③ 物品・製造等実績一覧表（直前1ヶ年分）

##### （2） 添付書類

- ④ 取扱品目一覧表（様式は任意）
- ⑤ 主要取引金融機関一覧表（様式は任意）
- ⑥ 登記簿謄本又は身分証明書の写し  
（申請者が法人の場合は登記簿謄本、申請者が個人の場合は身分証明書）
- ⑦ 納税証明書  
（※ 内容は、後掲）
- ⑧ 印鑑証明（写し可）・使用印鑑届
- ⑨ 年間委任状（委任する場合）
- ⑩ 医療機器については、上記の他に営業所一覧表及び代理店証明書添付
- ⑪ 警備業者は、公安委員会の認定証の写し
- ⑫ 清掃業者は、建築物環境衛生一般管理業登録証明書の写し
- ⑬ 自動車修理業者は、自動車分解整備業の指定又は認証を証明する書類の写し
- ⑭ その他許可及び登録を必要とする業者は、各種許可証及び証明書の写し

※ 提出書類は、番号順にそろえ、A4紙ファイル（色指定無、とじ具に金属を使わないもの）に綴り提出すること

## ◎ 納税証明書

申請書提出以前の3ヶ月以内に発行された本社・本店にかかる納税証明書を提出すること。町内業者は直前1ヶ年分、町外業者は直前2ヶ年分とします。

横浜町内の法人事業者：【国税】法人税・申告所得税・消費税（その1又はその3の3）  
【県税】法人県民税・法人事業税  
【町税】法人町民税・固定資産税（地方税第5条関係すべて）

横浜町内の個人事業者：【国税】申告所得税・消費税（その1又はその3の3）  
【県税】個人事業税  
【町税】住民税・固定資産税・国民健康保険税（地方税第5条関係すべて）

横浜町外の法人事業者：【国税】法人税・申告所得税・消費税（その1又はその3の3）  
【都道府県税】法人県民税・法人事業税  
【市町村税】提出の必要なし

横浜町外の個人事業者：【国税】申告所得税・消費税（その1又はその3の3）  
【都道府県税】個人事業税  
【市町村税】住民税

※ 納税証明書に関しては写しも可とする。ただし、町内事業者の町税については原本とする。

※ 各税について課税されていない場合も、非課税の証明又は未納がないことの証明書を提出すること。

※ 町外に本社・支店がある場合で横浜町に支社・支店・営業所等があるときは、当該営業所等の町税についても提出すること。